



ネットワーク道路の整備に関する基本協定書

箕面市（以下「甲」という。）と川西市（以下「乙」という。）は、令和5年7月14日付
けで締結した「ネットワーク道路の整備に関する覚書」第5条に基づき、甲と乙を結ぶネッ
トワーク道路の整備事業（以下「本事業」という。）の実施について、次のとおり基本協定
書（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、相互に協力し、本事業を推進することを目的とする。

（対象ルート）

第2条 本事業の対象ルートは、別紙1「対象ルート図」のBルートを基本とする。

（完成目標）

第3条 本事業の完成は、令和10年度を目標とする。

（役割分担）

第4条 甲及び乙の役割は、次のとおりとする。

- （1） 甲は、乙が整理した本事業の整備手法について、甲と乙との間で協議が調った後、
速やかに本事業に必要な箕面市域の用地を確保する。本事業によって整備される箕面市域
の道路については、箕面市道として認定し管理する。
- （2） 乙は、甲に対して行政主導による整備手法を整理し、令和6年12月28日までに
甲との協議を調える。本事業によって整備される川西市域の道路については、川西市道と
して認定し管理する。

（事業実施に関する詳細協定）

第5条 甲と乙との間で協議が調った場合は、本事業の実施に関する詳細事項について、別
に協定を定めるものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、令和6年12月28日までとする。ただし、第4条に基づく
甲乙間の整備手法が調わなかった場合は、甲乙協議のうえ、本協定を1年間延長できるも
のとする。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定める事項に関して疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項に関
しては、甲乙協議のうえ、適切に処理するものとする。



この協定締結の証として、本協定2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年4月22日

(甲) 箕面市西小路4丁目6番1号

箕面市長 上島 一彦

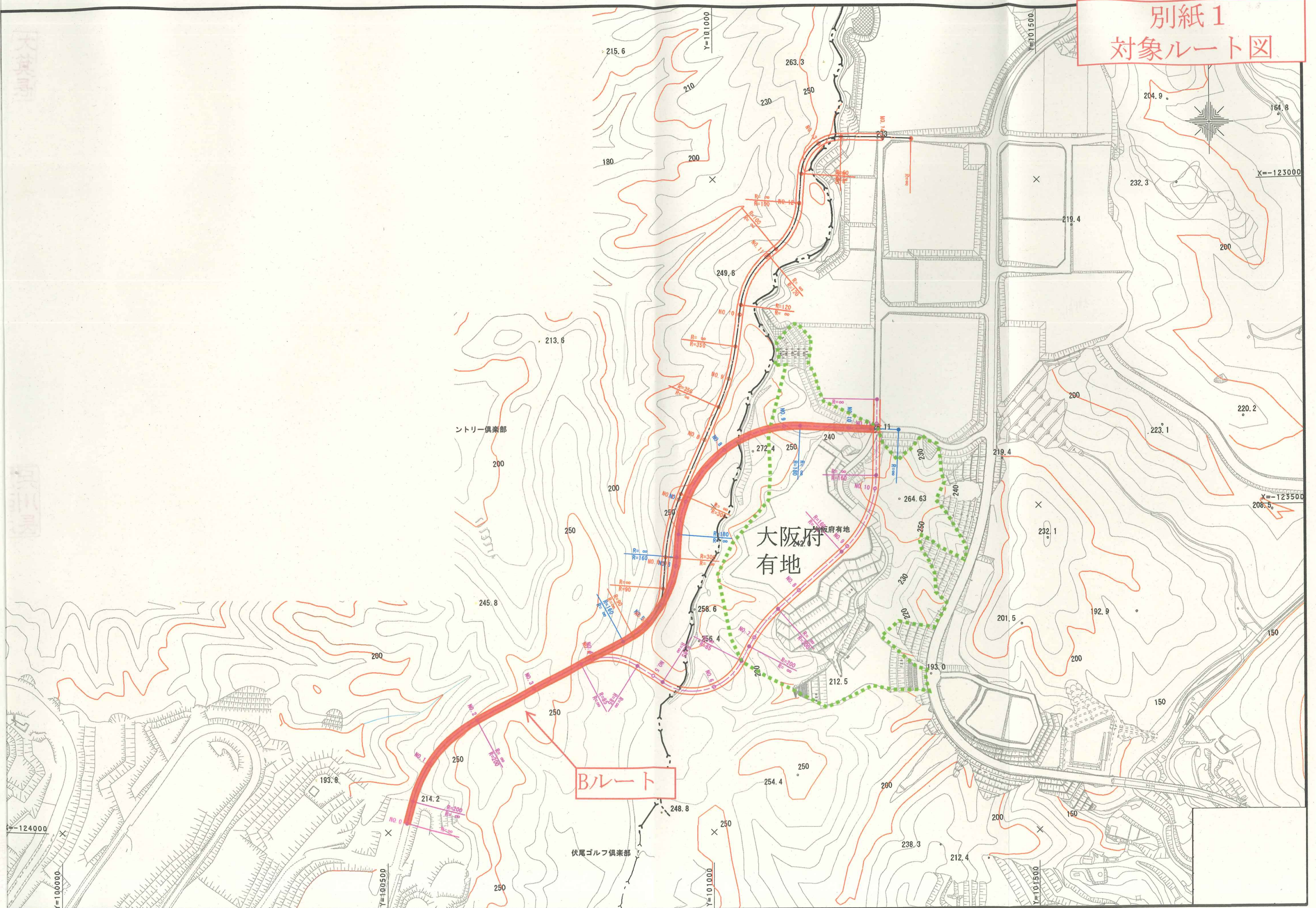


(乙) 川西市中央町12番1号

川西市長 越田 謙治郎



別紙 1
対象ルート図



府市印
阪面之
大箕長

県市印
廣西之
兵川長

